

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

郡山市長 品川 萬里

市町村名 (市町村コード)	福島県郡山市 (07203)
地域名 (地域内農業集落名)	富久山地区 (白石田,ハツ山田,南小泉,北小泉,堂坂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月1日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

富久山地区は、農業者の平均年齢69.68歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。
このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:206人(うち50歳代以下19人)

団体経営体(法人・集落営農組織等)4経営体

主な作物:水稲、施設野菜(キュウリ、トマト、ミニトマト)、露地野菜(長ネギ、白菜、大根、ブロッコリー)、畜産(肉用牛)等

- ・地域の農業者の高齢化が進み、さらに後継者不足により、地域農業の将来について不安が大きい。
- ・害獣(アライグマ、ハクビシン、タヌキ等)による農作物への被害が増加している。
- ・農産物の価格が安く、後継者が育たない。
- ・用水路の劣化により、水漏れが発生するなど農作業に支障をきたしており、さらに、10年後を見据えた集約化が進んだとき、実際の農業者だけでは水路等の維持は困難である。
- ・作業効率化を図るため、基盤整備等の取組み可否について検討することを地域で考える。
- ・阿武隈川流域は水害が懸念され、持続的に営農活動できるよう関係機関と連携しながら対策を検討していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定新規就農者等地域内の後継者の育成や、機械の共同利用、リースなども積極的に検討していくことや、地域内で法人を設立することで後継者の確保を図るとともに、担い手への農地集約化のため、農業を担う者への農地再分配を進めることができるよう、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。
また、地域の所得向上等の観点から、地域の定期的な話し合いにより、ブランド化を図ることや6次化製品の開発等の当地区の特色を出す取組みを行うことを積極的に検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	134 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	134 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業を担う者に農地の集積・集約化をすすめ、団地面積の拡大を進めるとともに、農作業の省力化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の農地所有者が離農するなどの場合には農地中間管理機構等を活用し、機構に貸付を進めていく。 また、農業を担う者が何らかの事情により営農の継続が困難になった場合には農地バンクの機能を活用して、新たな受け手へ農地の貸付を進め、農地が荒廃しないよう努めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備未実施の地区は、借り手がなく農地の遊休化が進んでおり、小区画の農地等は担い手にとって作業を効率的に行うことが困難であることから、将来に向けてほ場整備等の取組みを検討していく。多面的機能支払組織も活用し、農道・用排水路等の維持管理等を継続していき、担い手が効率的な農作業を行っていただける環境を整えていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地を次の世代に引き継げるよう、話し合いの場を定期的に持ち、地区内の新規就農者・後継者・定年帰農者などの担い手等情報の共有を図るほか、集落内農業者だけでは農地の保全は難しいと判断した際には、集落外からの入作者について農業を担う者に加えていき、地域ぐるみで技術などの支援を行うとともに、担い手確保・育成に努める。 また、農業用機械や施設等の導入、更新等の際には補助事業等を活用するとともに、機械の共同利用やリースなども積極的に検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農業支援サービス事業体等へ委託できる作業で可能なものがあれば順次委託することを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が拡大しないよう防止柵等を設置に向け行政と連携し検討するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制構築を行うことや点検マップの作成を行い、遊休農地の解消に努める。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

⑦遊休農地が新たに発生することを予防するため、干しいも加工用のさつまいもなどの比較的手がかからない農作物などの生産などを検討していく。併せて、同地区で多面的機能支払交付金制度に係る活動を行うことで農地の荒廃を防いでいく。

⑧多面的機能支払組織等の活動を継続することにより、農道、用排水路等の維持管理を行い地区の農地を守っていく。現在、水路の劣化により水漏れが発生するなど農作業に影響を及ぼす状況であるため、水路を利用する他地域と相談し、市街化地域との隣接により作業性の悪い地区についても共同で修理や保全を検討していく。また、農業者だけの作業は今後難しくなっていくと思われることから、地域の方にも協力いただき、地域で農業を保全していきたい。

⑨耕畜連携(循環型農業)を行うことを地域内で積極的に検討を進めていく。

⑩阿武隈川流域は水害が懸念され、また、近年多発している災害や気候変動による農業生産への影響が大きくなっており、持続的に営農活動が行えるよう関係機関と連携しながら対策を行っていく。